明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

（農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準の一部改正）

第二条　農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準（平成十八年金融庁農林水産省告示第二号）の一部を次のように改正する。

附則に次の一条を加える。

（特定承継会社に係る特例）

第十六条　農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律（平成八年法律第百十八号）附則第三十三条第一項の規定により法の規定を適用する場合におけるこの告示の規定の適用については、第一条第七号中「掲げる者」とあるのは、「掲げる者及び特定承継会社（農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律（平成八年法律第百十八号）附則第二十六条第一項に規定する特定承継会社をいう。）」とする。

（漁業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準の一部改正）

第三条　漁業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準（平成十八年金融庁農林水産省告示第三号）の一部を次のように改正する。

附則に次の一条を加える。

（特定承継会社に係る特例）

第十六条　農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律（平成八年法律第百十八号）附則第三十三条第一項の規定により法の規定を適用する場合におけるこの告示の規定の適用については、第一条第七号中「掲げる者」とあるのは、「掲げる者及び特定承継会社（農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律（平成八年法律第百十八号）附則第二十六条第一項に規定する特定承継会社をいう。）」とする。

（農林中央金庫がその経営の健全性を判断するための基準の一部改正）

第四条　農林中央金庫がその経営の健全性を判断するための基準（平成十八年金融庁農林水産省告示第四号）の一部を次のように改正する。

附則に次の一条を加える。

（特定承継会社に係る特例）

第十八条　農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律（平成八年法律第百十八号）附則第三十二条第一項の規定により法の規定を適用する場合におけるこの告示の規定の適用については、第一条第六号中「掲げる者」とあるのは、「掲げる者及び特定承継会社（農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律（平成八年法律第百十八号）附則第二十六条第一項に規定する特定承継会社をいう。）」とする。

（農業協同組合法第十条第六項第八号に規定する主務大臣の定める者等を定める件の一部改正）

第五条　平成十八年金融庁農林水産省告示第九号（農業協同組合法第十条第六項第八号に規定する主務大臣の定める者等を定める件）の一部を次のように改正する。

附則に次の一項を加える。

3　農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律（平成八年法律第百十八号）附則第三十三条第一項の規定により法の規定を適用する場合におけるこの告示の規定の適用については、第一条中「次に掲げる者」とあるのは「次に掲げる者及び特定承継会社（農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律（平成八年法律第百十八号）附則第二十六条第一項に規定する特定承継会社をいう。）」とする。

（農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令第六条第二項の規定に基づき、農林水産大臣及び金融庁長官が別に定める者を定める件の一部改正）

第六条　平成十八年金融庁農林水産省告示第十一号（農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令第六条第二項の規定に基づき、農林水産大臣及び金融庁長官が別に定める者を定める件）の一部を次のように改正する。

第二項の次に次の附則を加える。

附　則

農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律（平成八年法律第百十八号）附則第三十三条第一項の規定により農業協同組合法の規定を適用する場合におけるこの告示の規定の適用については、第一項中「次に掲げる者」とあるのは「次に掲げる者及び特定承継会社（農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律（平成八年法律第百十八号）附則第二十六条第一項に規定する特定承継会社をいう。第二項において同じ。）」と、第二項中「掲げる者」とあるのは「掲げる者及び特定承継会社」とする。

（水産業協同組合法第十一条第三項第七号等に規定する主務大臣の定める者等を定める件の一部改正）

第七条　平成十八年金融庁農林水産省告示第十二号（水産業協同組合法第十一条第三項第七号等に規定する主務大臣の定める者等を定める件）の一部を次のように改正する。

附則を附則第一項とし、附則に次の一項を加える。

2　農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律（平成八年法律第百十八号）附則第三十三条第一項の規定により法の規定を適用する場合におけるこの告示の規定の適用については、第一条中「掲げる者」とあるのは「掲げる者及び特定承継会社（農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律（平成八年法律第百十八号）附則第二十六条第一項に規定する特定承継会社をいう。第二条第二号イにおいて同じ。）」と、第二条第二号イ中「農林中央金庫並びに」とあるのは「農林中央金庫、」と、「の業務」とあるのは「並びに特定承継会社の業務」とする。

（農業協同組合法施行令第一条の十第十一項第五号及び第十条並びに農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令第十五条の五第二項、第十六条第二項及び第四項並びに第十七条第一項の規定に基づき、合算関連法人等から除かれる者として農林水産大臣及び金融庁長官が定める者等を定める件の一部改正）

第八条　平成二十六年金融庁農林水産省告示第十号（農業協同組合法施行令第一条の十第十一項第五号及び第十条並びに農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令第十五条の五第二項、第十六条第二項及び第四項並びに第十七条第一項の規定に基づき、合算関連法人等から除かれる者として農林水産大臣及び金融庁長官が定める者等を定める件）の一部を次のように改正する。